

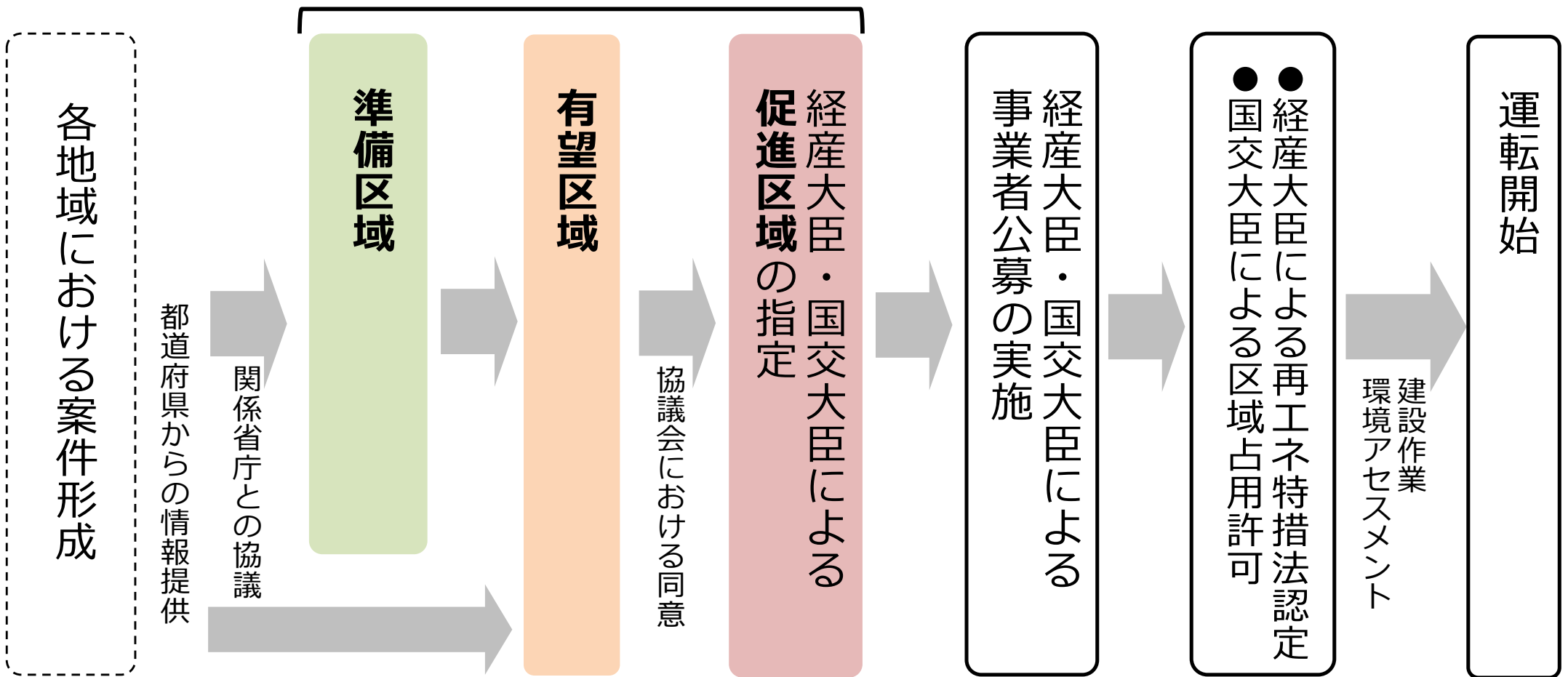
促進区域・有望区域等の指定・整理状況(令和6年9月27日時点)



区域名	万kW	事業者選定済	選定業者
促進区域	①長崎県五島市沖(浮体)	1.7	
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	49.4	
	③秋田県由利本荘市沖	84.5	
	④千葉県銚子市沖	40.3	
	⑤秋田県八峰町能代市沖	37.5	
	⑥秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	31.5	
	⑦新潟県村上市・胎内市沖	68.4	
	⑧長崎県西海市江島沖	42	
	⑨青森県沖日本海(南側)	60	
	⑩山形県遊佐町沖	45	
有望区域	⑪北海道石狩市沖	91~114	
	⑫北海道岩宇・南後志地区沖	56~71	
	⑬北海道島牧沖	44~56	
	⑭北海道檜山沖	91~114	
	⑮北海道松前沖	25~32	
	⑯青森県沖日本海(北側)	30	
	⑰山形県酒田市沖	50	
	⑱千葉県九十九里沖	40	
	⑲千葉県いすみ市沖	41	
	⑳北海道岩宇・南後志地区沖(浮体)		
準備区域	㉑北海道島牧沖(浮体)		
	㉒青森県陸奥湾		
	㉓岩手県久慈市沖(浮体)		
	㉔秋田県秋田市沖		
	㉕富山県東部沖(浮体)		
	㉖福井県あわら沖		
	㉗和歌山県沖(東側)		
	㉘和歌山県沖(西側・浮体)		
	㉙福岡県響灘沖		
	㉚佐賀県唐津市沖		

再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ

毎年度、区域を指定・整理し、公表



有望区域の要件（促進区域指定ガイドライン）

- 促進区域の候補地があること
- 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾・防衛との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

協議会の設置（再エネ海域利用法第9条＋ガイドライン）

- 有望区域では、促進区域の指定に向けた協議を行うための協議会を設置
- 国、都道府県、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成
- 協議会は可能な限り公開で議論